

平成25年秋の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画

平成25年8月
(公社)全日本トラック協会

全日本トラック協会(以下「全ト協」)は、中央交通安全対策会議交通対策本部決定の平成25年秋の全国交通安全運動推進要綱、並びに国土交通省策定の同実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、各都道府県トラック協会に対し事前の準備を働きかけ、9月21日(土)から同月30日(月)までの期間中における本運動を効果的に実施する。

また、実施にあたっては、全国重点の「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」、「全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底」及び「飲酒運転の根絶」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組む。

— 記 —

1. 安全運行の確保

会員事業者(運行管理者を含む。以下「事業者」)は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。

(1) 子どもと高齢者の交通事故防止

子どもと高齢者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を励行させる。

(2) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の早めの点灯と、昼間よりも控えめの速度で走行することを励行させる。

(3) シートベルトの正しい着用の徹底

運転者を含む全ての乗務員に対し、シートベルトの適正な着用を徹底させる。

(4) 飲酒運転の根絶

酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、全ト協制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用し、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、アルコール検知器を使用した厳正な点呼の実施を徹底する。

(5) 追突事故の防止

事業用トラックの事故原因の約半数を占める追突事故を防止するため、国土交通省制作の「トラック追突事故防止マニュアル」等を活用し、追突事故防止の徹底を図る。

(6) トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

(7) 踏切事故の防止

重大事故となる列車との衝突を確実に防止するため、踏切手前での一旦停時に、左右のみならず、渡った先の交通状況の確認を徹底させる。

(8) 交差点の事故防止

全ト協制作の「交差点での事故を防げ！！」等を活用し、交差点での巻き込み事故等の防止を図る。

(9) 高速道路上における人对車両事故の防止

高速道路上で事故または故障車及びその周辺で佇む人、道路工事の作業従事者等の人对車両事故が多発しているため、漫然運転や脇見運転の防止を徹底させる。

(10) 過労運転の防止

事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転の防止に努める。

(11) 過積載の防止

道路を保全し、大型車両等の安全な通行を確保するため、過積載の防止を徹底させる。

(12) 「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、「だろー運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底させる。

2. 車両の安全性確保

事業者は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者は、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」の購読により事業用

自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、全従業員の安全意識の高揚を図る。

(参考 「事業用自動車安全通信」登録用 URL

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>)

平成25年秋の全国交通安全運動東北運輸局実施計画

平成25年8月29日

東北運輸局は、中央交通安全対策会議交通対策本部において決定された「平成25年秋の全国交通安全運動推進要綱」及び国土交通省の「平成25年秋の全国交通安全運動国土交通省実施計画」に基づき、下記のとおり実施項目を定め、関係団体に対し事前の準備を働きかけ、9月21日（土）から同月30日（月）までの期間中における本運動を効果的に実施する。

また、実施に当たっては、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」及び「飲酒運転の根絶」の全国重点に留意し、下記の事項について積極的に取り組むこととする。

なお、本運動期間中の9月30日（月）が「交通事故死ゼロを目指す日」であることを踏まえ、本運動の展開に併せて、その趣旨が国民に正しく理解されるよう努めるものとする。

記

1. 事業用自動車の安全運行の確保

- (1) 自動車運送事業者に対し、運輸安全マネジメント制度の徹底のため、輸送の安全が最優先であるという意識を事業者内部で浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図る。
- (2) 事業用自動車の適切な運行を確保するため、自動車運送事業者団体を通じて、自動車運送事業者、運行管理者に対し次の事項に重点を置いた安全運行の徹底を図るよう指導する。
 - ① 過労運転を防止するため、適切な運行指示書の作成や長距離運転又は夜間の運転に従事する際の乗務時間の遵守などの運行管理を徹底すること。特に、高速乗合バス及び貸切バスにおいては、交替運転者の配置基準を遵守徹底すること
 - ② 運転者の健康に起因した事故を防止するため、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等、健康状態を把握するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること
 - ③ 歩行者及び自転車利用者（特に子供と高齢者）の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮すること
 - ④ 飲酒運転の根絶のため、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、点呼時に酒気帯びの確認を行う際のアルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼の実施を徹底すること
- (3) 安全規制の遵守を徹底するため、重大事故及び飲酒運転等悪質な法令違反を引き起こした自動車運送事業者等に対しては重点的に監査を実施するとともに、安

全規制が守られていない場合には厳格な行政処分を実施する等により違法運行の排除に努める。

2. 車両の安全対策の推進

- (1) より安全な自動車及び安全装備の普及促進とその正しい使い方の啓発を次の事項に重点をおいて行う。
 - ① 自動車販売関係団体、自家用自動車関係団体等を通じ、自動車アセスメントによる車種別安全性能の比較情報の提供等により、安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方のユーザー指導を行うこと
 - ② 街頭検査の際、ユーザーに自動車アセスメントによる車種別安全性能の比較情報の提供等により、安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方のユーザー指導を行うこと
- (2) 自動車運送事業者団体、自動車整備事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じ、自動車運送事業者、整備事業者、レンタカー事業者、整備管理者、自家用自動車使用者等に対し、次の事項に重点を置いて、整備不良車及び不正改造車を排除し車両の安全確保の徹底を図るよう「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」等を通じて指導する。また、点検整備にあたって必要となる情報の提供がなされるよう自動車製作者等を指導する。
 - ① 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施
 - ② 不正改造の防止
- (3) 警察との密接な連絡協調のもとに街頭検査を行い、無車検・無保険車両を排除するとともに、車輪の脱落につながる不適切な車輪装着等の整備不良車両、及び不適切な着色フィルムの貼付及び装飾板の装着、不適切な灯火器の取付け、速度抑制装置の解除・取外し、突入防止装置の取外し及び過積載等を助長するさし枠の取付け等の不正改造車の排除に努める。

併せて、ホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止のため、点検整備の励行について指導を行う。
- (4) リコールに関して一般ユーザーからの情報を円滑に入手できるよう、自動車不具合情報ホットラインの周知に努める。

3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車運送事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じて、正しい方法によるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用の徹底等について次のとおり指導する。

- (1)トラック事業者、タクシー・ハイヤー事業者及びバス事業者に対しては、乗務員に対する適正なシートベルトの着用を指導する。
- (2) 乗客の安全を図るため、タクシー・ハイヤー事業者並びに高速自動車国道等を走行するバス事業者に対しては、次の事項を実施するよう指導する。
 - ① 運行前に、シートベルト及び座席の不具合の有無を点検すること
 - ② シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
 - ③ 乗客にシートベルトの着用を促すこと
 - ④ 乗客のシートベルトの着用状況を発車前に点検すること

- (3) タクシー・ハイヤー事業者に対しては、シートベルト着用のステッカーを作成し、車内に貼付するよう指導する。
- (4) 自家用自動車使用者に対しては、全ての座席のシートベルト着用の徹底及びABS、エアバック等の安全装置の正しい使い方について情報提供を行い、安全意識の高揚を図る。
- (5) 幼児を同乗させる自家用自動車使用者に対しては、チャイルドシートの正しい取り付け方及び安全性に関する比較情報等の提供を行い、安全意識の高揚を図る。

4. 事業用自動車の事故等の情報の提供

事業用自動車による重大事故発生状況（事故速報に基づくもの）、事業用自動車に係る各種安全対策等について、講習会等の機会を捉えて情報を提供することにより、自動車運送事業関係者等の安全意識の高揚を図る。